

# 令和2年第419回矢吹町議会臨時会会議録目次

## 第 1 号 (4月3日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	3
副局長挨拶	4
町長挨拶	4
議員の自己紹介	5
執行部管理職紹介	6
臨時議長紹介	7
開会の宣告	8
開議の宣告	8
議事日程の報告	8
仮議席の指定	8
選挙第1号 議長の選挙について	8
議長就任の承諾及び挨拶	10
諸般の報告	10
会議録署名議員の指名	11
会期の決定	11
選挙第2号 副議長の選挙について	11
副議長就任の承諾及び挨拶	12
議席の指定	13
選任第1号 常任委員会委員の選任について	13
選任第2号 議会運営委員会委員の選任について	14
選任第3号 議会広報編集委員会委員の選任について	15
各委員会正副委員長挨拶	16
選挙第3号 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙について	17
報告第1号の上程、説明、質疑	17
報告第2号の上程、説明、質疑	18
報告第3号の上程、説明、質疑	19
報告第4号の上程、説明、質疑	19

承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
同意第3号の上程、説明、採決	35
監査委員の挨拶	36
閉会中の継続調査の申し出について	36
閉会の宣告	36
署名議員	37

令和 2 年 4 月 3 日（金曜日）

（第 1 号）

## 令和2年第419回矢吹町議会臨時会

### 議事日程(第1号)

令和2年4月3日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 選挙第 1号 議長の選挙について

### 議事日程(第2号)

- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 選挙第 2号 副議長の選挙について
- 日程第 6 議席の指定
- 日程第 7 選任第 1号 常任委員会委員の選任について
- 日程第 8 選任第 2号 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 9 選任第 3号 議会広報編集委員会委員の選任について
- 日程第10 選挙第 3号 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙について
- 日程第11 報告第 1号 令和元年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告について
- 日程第12 報告第 2号 専決処分の報告について(専決第2号 三城目地区農業集落排水施設機能強化事業第3回工事請負契約の一部変更について)
- 日程第13 報告第 3号 専決処分の報告について(専決第3号 損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第14 報告第 4号 専決処分の報告について(専決第4号 損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第15 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号 令和元年度矢吹町一般会計補正予算(第7号))
- 日程第16 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて(専決第6号 令和元年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))
- 日程第17 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて(専決第7号 令和元年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号))
- 日程第18 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて(専決第8号 令和元年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号))
- 日程第19 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて(専決第9号 令和元年度矢吹町介護保険特別会計補正予算(第4号))
- 日程第20 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて(専決第10号 令和元年度矢吹町水道事業

会計補正予算（第5号）

- 日程第21 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（専決第11号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第22 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて（専決第12号 令和元年台風第19号における豪雨被害に係る被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第23 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（専決第13号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第24 議案第26号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第25 同意第 3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第26 閉会中の継続調査の申し出について

---

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

出席議員（14名）

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	富永創造君
7番	三村正一君	8番	安井敬博君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	鈴木浩一君	14番	角田秀明君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	藤田豊君
教育長	鈴木健生君	代表監査委員	佐藤昇一君
企画総務課長	佐藤豊君	まちづくり推進課長	山野辺幸徳君
税務課長	三瓶貴雄君	会計管理者兼総合窓口課長	小針良光君

保健福祉課長	泉	川	稔	君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐	藤	浩	彦	君	
都市整備課長	福	田	和	也	君	教育次長兼 教育振興課長	阿	部	正	人	君
子育て支援 課長	国	井	淳	一	君						

---

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 氏 家 康 孝      副 局 長 加 藤 晋 一

---

### ◎副局長挨拶

○副局長（加藤晋一君） 議場の皆様、おはようございます。

議員の皆様におかれましては、ご当選誠におめでとうございます。

本臨時会は一般選挙後、初めての議会となりますので、議事に入る前に皆様のお手元に配付してあります議事日程表の前段となる会議を進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

---

### ◎町長挨拶

○副局長（加藤晋一君） それでは最初に蛭田町長のご挨拶をお願いしたいと思います。

蛭田町長、よろしくお願いいたします。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） 皆さん、改めましておはようございます。

一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、新たに選出されました議員の皆様をお迎えし謹んでご挨拶を申し上げる機会を得ましたことは、私の光栄とするところであります。改めてお祝い申し上げます。

議員の皆様におかれましては、去る3月17日告示の矢吹町議会議員一般選挙におきまして、当選の栄を得られまして、本日ここに初議会を開会する運びになりましたことは、誠にご同慶に堪えない次第であります。

さて、東日本大震災から丸9年が経過いたしました。この9年間に振り返りますと、地震、噴火、台風、豪雨、豪雪、猛暑など、過去に例を見ない自然災害が全国各地で発生しております。直近では、昨年10月に発生した台風第19号により、河川の氾濫、決壊等が相次ぎ、多くの方が犠牲となりました。

そして、現在は、新型コロナウイルス感染症が世界各地で拡大し、インドの13億人が全土封鎖、そしてヨーロッパ、アメリカもそれに近い状態となり、新型コロナウイルス封じ込めのために、世界人口の3分の1が封鎖や、それに近い状態に置かれる異常な状況にあります。

厚生労働省によりますと、4月1日現在で世界の感染者数は84万9,876人、死者数が4万1,506人と、今日にも、そしてあしたにも、この矢吹町にも感染者、あるいはクラスターが発生するリスクに関係機関と連携しつつ備えなければならない状況かと認識しております。

また、経済対策としても、飲食店、宿泊施設等において客足が減り、火が消えたようになっている。資金繰り対策等も急務となっております。国や県に単にお任せするというのではなく、住民に最も身近で、住民を守る、寄り添うべき基礎自治体である市町村の役割は大変重要なものとなっております。町といたしましても、これまで以上に危機管理意識を持ち、あらゆる想定をしながら先取りして備え、守り、町民の安全・安心を確保していかなければならないと強く感じております。

このような状況の中、令和2年度は、町の最上位計画、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画、4年間のスタートの年となります。後期基本計画につきましては、本来であれば、さきの3月議会において議案として上程すべきものでありますが、後期基本計画に位置づけるための新たな政策立案に向けた検討、合意形成を図るための十分な時間が確保できない状況にありまして、令和2年9月議会への上程を目指し、鋭意作業

を進めてまいりたいと考えております。これらの計画策定及び新たなまちづくりにおいては、町民の皆様と共に考え、行動し、矢吹の可能性を最大限に生かす未来をつくってまいりたいと思っております。

また、今ここにある危機とも言うべき新型コロナウイルス対策への対応につきましては、議員の皆様方の絶大なるご理解とご協力をお願い申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

---

### ◎議員の自己紹介

○副局長（加藤晋一君） ありがとうございます。

次に、議員の皆様のご自己紹介をお願いしたいと思います。

自己紹介は現在の仮議席の場所において議席番号1番から順にお願いいたします。なお、自席の発言ボタンを一度押してから起立により自己紹介をお願いいたします。

それでは1番、芳賀慎也議員からお願いいたします。

○1番（芳賀慎也君） 改めまして、大和久、井戸尻に生まれ育ち42年、矢吹町生まれ、矢吹育ちの芳賀慎也でございます。新人、42歳で最年少でございます。皆様のご指導しっかりいただきながら、精いっぱい務めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○副局長（加藤晋一君） 続きまして、2番から順次お願いいたします。

○2番（関根貴将君） 皆様、初めまして。新人の関根貴将と申します。よろしくお願いいたします。矢吹町の発展と町民の幸せのために尽力してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○副局長（加藤晋一君） 続いて3番、高久議員お願いします。

○3番（高久美秋君） 中畑地区から選出されました高久です。新人です。頑張ってまいりますので、皆さん、ご指導よろしくお願いいたします。

○副局長（加藤晋一君） 藤井議員お願いします。

○4番（藤井源喜君） おはようございます。藤井源喜です。神田出身です。年齢は60歳です。よろしくお願いいたします。

○副局長（加藤晋一君） 続いて5番、堀井議員お願いいたします。

○5番（堀井成人君） 三城目出身の堀井成人です。4年間、よろしくお願いいたします。

○副局長（加藤晋一君） 続いて6番、鈴木浩一議員お願いします。

○6番（鈴木浩一君） 改めまして、おはようございます。今回の選挙で新人で出ました。矢吹町は長峰というところの鈴木浩一です。ひとつよろしくお願いいたします。

○副局長（加藤晋一君） 続いて7番、富永創造議員お願いします。

○7番（富永創造君） 富永創造です。2期目を迎えます。住みたいふるさと矢吹町を目指しながら、4年間、頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○副局長（加藤晋一君） 続いて8番、三村正一議員お願いします。

○8番（三村正一君） 矢吹町田町の三村正一です。議員の職務をしっかりと続けてまいりたいと思っておりますので、皆さん、よろしくお願いいたします。



- 副局長（加藤晋一君） 続いて9番、安井敬博議員お願いします。
- 9番（安井敬博君） 田町に住んでおります安井敬博と申します。3期目になります。住民福祉の向上に公の奉仕者として務めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 副局長（加藤晋一君） 続いて10番、加藤宏樹議員お願いします。
- 10番（加藤宏樹君） 3期目になります加藤宏樹と申します。町長はじめ、議会、そして職員が一丸となつて、町民の福祉向上に努めていきたいと思っております。よろしくごお願いいたします。
- 副局長（加藤晋一君） 続いて11番、鈴木隆司議員お願いします。
- 11番（鈴木隆司君） 4期目となります鈴木隆司です。活力ある豊かなまちづくり、社会の繁栄と町民の幸福を目指して頑張りますので、よろしくお願い申し上げます。
- 副局長（加藤晋一君） 続いて12番、青山英樹議員お願いします。
- 12番（青山英樹君） 12番、青山英樹でございます。4期目となります。住民の声をよりどころとして、住民自治の発展に寄与できればと思っております。よろしくお願い申し上げます。
- 副局長（加藤晋一君） 続いて13番、熊田宏議員お願いします。
- 13番（熊田 宏君） 熊田宏です。一本木40番地です。6期目を迎えました。今、皆さんと執行部と向いている方向は違いますが、町を思う気持ちは全く同じでございますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。なお、好きなお酒は焼酎と日本酒です。
- 以上です。
- 副局長（加藤晋一君） 続いて14番、角田秀明議員お願いいたします。
- 14番（角田秀明君） 皆さん、おはようございます。若輩者でございますけれども、私も20年を過ぎまして、6期目になりました。初心に返ってやりたいと思うので、大変上がっております。よろしくお願い申し上げます。
- 副局長（加藤晋一君） 皆様、ありがとうございました。

---

### ◎執行部管理職紹介

- 副局長（加藤晋一君） 続きまして、執行部管理職等の皆様、私からご紹介申し上げます。
- 最初に、蛭田泰昭町長でございます。
- 町長（蛭田泰昭君） 蛭田と申します。よろしくどうぞお願いします。
- 副局長（加藤晋一君） 藤田豊副町長でございます。
- 副町長（藤田 豊君） 藤田豊でございます。よろしくお願い申し上げます。町長 〇〇のお世話をしながら、議員さんとともに、町進展のために努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。
- 副局長（加藤晋一君） 鈴木健生教育委員会教育長でございます。
- 教育長（鈴木健生君） 鈴木健生でございます。今回、初議会で緊張しながら臨んでおります。よろしくお願い申し上げます。
- 副局長（加藤晋一君） 佐藤昇一代表監査委員でございます。
- 代表監査委員（佐藤昇一君） 佐藤です。よろしくお願い申し上げます。
- 副局長（加藤晋一君） 次に、各課長の紹介を行います。議員の皆様から向かって左側のほうからご紹介申し

上げます。

まず、佐藤豊企画総務課長であります。

- 企画総務課長（佐藤 豊君） よろしくお願ひします。
- 副局長（加藤晋一君） 山野辺幸徳まちづくり推進課長であります。
- まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 山野辺です。よろしくお願ひします。
- 副局長（加藤晋一君） 三瓶貴雄税務課長であります。
- 税務課長（三瓶貴雄君） 三瓶です。よろしくお願ひします。
- 副局長（加藤晋一君） 小針良光会計管理者兼総合窓口課長であります。
- 会計管理者兼総合窓口課長（小針良光君） 小針です。よろしくお願ひします。
- 副局長（加藤晋一君） 泉川稔保健福祉課長であります。
- 保健福祉課長（泉川 稔君） 泉川です。よろしくお願ひします。
- 副局長（加藤晋一君） 佐藤浩彦産業振興課長兼農業委員会事務局長であります。
- 産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤浩彦君） 佐藤です。よろしくお願ひします。
- 副局長（加藤晋一君） 福田和也都市整備課長であります。
- 都市整備課長（福田和也君） 福田です。よろしくお願ひします。
- 副局長（加藤晋一君） 続いて、向かって右側の課長をご紹介いたします。

阿部正人教育次長兼教育振興課長であります。

- 教育次長兼教育振興課長（阿部正人君） お願ひします。
- 副局長（加藤晋一君） 国井淳一子育て支援課長であります。
- 子育て支援課長（国井淳一君） よろしくお願ひします。
- 副局長（加藤晋一君） そして、私は、本日議長から事務局長への辞令交付が行われるまでの間、局長代理をさせていただきます議会事務局副局長の加藤晋一でございます。

なお、事務局長については議長からの辞令交付の後改めて紹介されます。

以上で執行部管理職等の紹介を終わります。

---

### ◎臨時議長紹介

- 副局長（加藤晋一君） 本臨時会は選挙後の初議会であります。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で最年長者である議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。

臨時議長には、最年長者である8番、三村正一議員にお願いしたいと思います。

それでは臨時議長の三村正一議員には、議長席に着かれ議事の進行をお願いいたします。

〔8番 三村正一君議長席に着席〕

- 臨時議長（三村正一君） 議場の皆さん、おはようございます。

ただいま局長代理より臨時議長の指名を受けました三村正一です。地方自治法第107条の規定に基づき臨時議長の職務を行います。不慣れな点が多々あるかと思いますが、皆様のご協力をお願い申し上げます。

---

### ◎開会の宣告

- 臨時議長（三村正一君） それでは、ただいまから第419回矢吹町議会臨時会を開会いたします。  
ただいまの出席議員数は14名であります。

(午前10時14分)

---

### ◎開議の宣告

- 臨時議長（三村正一君） 出席議員数が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
- 

### ◎議事日程の報告

- 臨時議長（三村正一君） 本会議の議事日程を局長代理から報告させます。  
副局長。

[副局長朗読]

- 臨時議長（三村正一君） ただいま局長代理朗読の議事日程のとおり本会議を進めることにいたします。
- 

### ◎仮議席の指定

- 臨時議長（三村正一君） これより日程に入ります。  
日程第1、仮議席の指定を行います。  
仮議席は、ただいま着席の議席といたします。  
ここで、暫時休議をいたします。

(午前10時15分)

---

- 臨時議長（三村正一君） それでは再開いたします。

(午前10時16分)

---

### ◎選挙第1号 議長の選挙について

- 臨時議長（三村正一君） 日程第2、これより選挙第1号 議長の選挙を行います。  
局長代理に選挙第1号を朗読させます。  
副局長。

[副局長朗読]

- 臨時議長（三村正一君） お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定に基づき投票により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 臨時議長（三村正一君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票により行うことに決定いたしました。  
議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（三村正一君） ただいまの出席議員数は14名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、芳賀慎也君、2番、関根貴将君を指名いたします。

それでは投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（三村正一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（三村正一君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

立会人によって空箱を確認してください。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（三村正一君） 投票箱は異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

局長代理が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

副局長。

〔副局長点呼、投票〕

○臨時議長（三村正一君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（三村正一君） 以上で投票は終了いたします。

これより開票を行います。

立会人の1番、芳賀慎也君、2番、関根貴将君、開票の立合いをお願いいたします。演壇前へ出てください。

局長代理に開票を命じます。

〔開 票〕

○臨時議長（三村正一君） どうもご苦労さまでした。

これより選挙結果を報告いたします。

投 票 総 数            14 票

有 効 投 票            14 票

無 効 投 票            0 票

有効投票のうち候補者の獲得数を申し上げます。

角 田 秀 明 君        8 票

青 山 英 樹 君        6 票

でございます。

よって、以上のおりであります。

なお、この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、角田秀明君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

- 臨時議長（三村正一君） ただいま議長に当選されました角田秀明君が議長におられますので、本席より会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

---

#### ◎議長就任の承諾及び挨拶

- 臨時議長（三村正一君） 次に、議長に当選されました角田秀明君のご挨拶をいただきたいと思います。

〔14番 角田秀明君登壇〕

- 議長（角田秀明君） 皆さん、こんにちは。

ただいま議長選におかれまして当選させていただきました角田秀明でございます。先ほどは大変上がりましてけれども、6期目でありまして、21年目に入りました。皆さんにお世話になりながら、この議会運営をやっていきたくと思います。そしてまた、先ほどからありますように、議会と執行側が一体になって、このまちづくりに貢献したいと思います。そして、皆さんのご協力を得ながら、この浅学非才であります議長を支えていただきたいと思います。これからもよろしくお願ひ申し上げます。

- 臨時議長（三村正一君） それでは新議長と議長席を交代いたします。

皆さん、ご協力ありがとうございました。

〔臨時議長、議長と交代〕

- 議長（角田秀明君） それではここで暫時休議をいたします。

(午前10時29分)

- 
- 議長（角田秀明君） それでは再開いたします。

(午前10時47分)

---

#### ◎諸般の報告

- 議長（角田秀明君） 日程に先立ち報告いたします。

先ほど議長室において議会事務局長として氏家康孝君に辞令を交付しましたので、私から事務局長をご紹介いたします。

局長として着任されました氏家康孝君であります。

- 事務局長（氏家康孝君） 先ほど議長より事務局長として辞令をいただきました氏家康孝と申します。特別に議長より発言のお許しをいただき、心より御礼申し上げます。議長をはじめ、議会議員の皆様のご指導、ご協力をいただきながら、円滑な議会運営、そして活発な議会活動に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

- 議長（角田秀明君） 今後とも局長には議会のスムーズな運営のため、ご協力をお願いいたします。
-

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（角田秀明君） それでは引き続き日程に入ります。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

1番 芳賀慎也君

2番 関根貴将君

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（角田秀明君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時議会の会期は、本日4月3日、1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日4月3日、1日と決定いたしました。

なお、本日の議事日程につきましてはお手元に配付してあるとおりであります。

---

### ◎選挙第2号 副議長の選挙について

○議長（角田秀明君） 日程第5、これより選挙第2号 副議長の選挙を行います。

事務局長に選挙第2号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（角田秀明君） お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定に基づき投票により行いたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票により行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（角田秀明君） ただいまの出席議員数は14名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則32条の第2項の規定により、立会人に1番、芳賀慎也君、2番、関根貴将君を指名いたします。

それでは投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付をお願いします。



○議長（角田秀明君） 次に、副議長に当選されました鈴木浩一君のご挨拶をいただきたいと思います。

〔6番 鈴木浩一君登壇〕

○副議長（鈴木浩一君） ただいま選挙の結果、新人ではありますが、副議長ということで大変な役を仰せつかりましたが、皆さんとともに町をよくするため、一生懸命、議長を支えながら、また職員の方々と一緒になって、精いっぱい頑張りたいと思いますので、よろしくご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。これからはお世話になります。

○議長（角田秀明君） ここで暫時休議いたします。

（午前10時59分）

---

○議長（角田秀明君） それでは再開いたします。

（午後 1時00分）

---

### ◎議席の指定

○議長（角田秀明君） 日程第6、これより議席の指定を行います。

議席は、議会会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。

事務局長に議席番号と氏名を朗読させます。

事務局長。

○事務局長（氏家康孝君） それでは朗読いたします。

1番、芳賀慎也議員。2番、関根貴将議員。3番、高久美秋議員。4番、藤井源喜議員。5番、堀井成人議員。6番、富永創造議員。7番、三村正一議員。8番、安井敬博議員。9番、加藤宏樹議員。10番、鈴木隆司議員。11番、青山英樹議員。12番、熊田宏議員。13番、鈴木浩一副議長。14番、角田秀明議長。

以上であります。

○議長（角田秀明君） ただいま事務局長朗読のとおり議席を指定させていただきます。

---

### ◎選任第1号 常任委員会委員の選任について

○議長（角田秀明君） 日程第7、これより選任第1号 常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任について、議会委員会条例第7条第4項の規定により議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

事務局長に委員会名を朗読させます。

事務局長。

○事務局長（氏家康孝君） それでは朗読いたします。

総務教育常任委員会委員。



関根貴将委員 藤井源喜委員  
富永創造委員 安井敬博委員  
青山英樹委員 熊田宏委員  
角田秀明委員

産業民生常任委員会委員。

芳賀慎也委員 高久美秋委員  
堀井成人委員 三村正一委員  
加藤宏樹委員 鈴木隆司委員  
鈴木浩一委員

以上であります。

○議長（角田秀明君） ただいま事務局長朗読のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会委員、産業民生常任委員会委員は事務局長朗読のとおり決しました。

ただいま各常任委員会委員が選任されましたので、直ちに各常任委員会を開き、正副委員長の互選と議会運営委員会委員及び議会広報編集委員会の委員をそれぞれ3名ずつ選出していただきます。よろしくお願い申し上げます。

それではここで暫時休議いたします。

（午後 1時02分）

---

○議長（角田秀明君） それでは再開いたします。

（午後 1時38分）

---

○議長（角田秀明君） ただいま各常任委員会において正副委員長が決定いたしましたので、私から報告いたします。

総務教育常任委員会委員長、藤井源喜君、副委員長、富永創造君。産業民生常任委員会委員長、三村正一君、副委員長、高久美秋君。

以上で報告を終わります。

---

#### ◎選任第2号 議会運営委員会委員の選任について

○議長（角田秀明君） 日程第8、これより選任第2号 議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することと決しました。

事務局長に委員名の朗読をさせます。

事務局長。

○事務局長（氏家康孝君） 議会運営委員会委員。

熊 田 宏 委員            青 山 英 樹 委員

藤 井 源 喜 委員            三 村 正 一 委員

加 藤 宏 樹 委員            鈴 木 隆 司 委員

以上であります。

○議長（角田秀明君） ただいま事務局長朗読のとおり指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は事務局長朗読のとおり決しました。

---

### ◎選任第3号 議会広報編集委員会委員の選任について

○議長（角田秀明君） 日程第9、これより選任第3号 議会広報編集委員会委員の選任を行います。

議会広報編集委員会委員の選任については、議会広報の発行に関する規程第2条の規定に基づき選任するものでありますが、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することと決しました。

事務局長に委員名の朗読をさせます。

事務局長。

○事務局長（氏家康孝君） 議会広報編集委員会委員。

富 永 創 造 委員            藤 井 源 喜 委員

関 根 貴 将 委員            鈴 木 浩 一 委員

高 久 美 秋 委員            芳 賀 慎 也 委員

以上であります。

○議長（角田秀明君） ただいま事務局長朗読のとおり指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議会広報編集委員会委員は事務局長朗読のとおり決しました。

ただいま議会運営委員会委員及び議会広報編集委員会委員が選任されましたので、直ちに各委員会を開き正副委員長の内選をお願いいたします。

なお、議会広報編集委員の皆さんには、本会終了後に第4会議室において編集委員会を開催しますので、よろしくをお願いいたします。

ここで暫時休議いたします。

(午後 1時42分)

---

○議長（角田秀明君） それでは再開いたします。

(午後 1時50分)

---

○議長（角田秀明君） ただいま議会運営委員会及び議会広報編集委員会が開催され正副委員長が決まりましたので、私から報告いたします。

議会運営委員会委員長、青山英樹君、副委員長に加藤宏樹君。議会広報編集委員会委員長に富永創造君、副委員長に関根貴将君。

以上であります。

---

#### ◎各委員会正副委員長挨拶

○議長（角田秀明君） これより各常任委員会、議会運営委員会及び議会広報編集委員会の委員長からそれぞれ挨拶を求めます。

初めに、総務教育常任委員会委員長、藤井源喜君。

[総務教育常任委員会委員長 藤井源喜君登壇]

○総務教育常任委員会委員長（藤井源喜君） ただいま総務教育常任委員会の委員長に就任をいたしました藤井源喜です。1年生ということで、まだまだこれから勉強をして自己研さんに努めて、町民の安全・安心のために、消防団長ではございませんが、そういった意味も含めて町民の生活のために頑張っていきたいというふうに思います。皆様のご協力をよろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 次に、産業民生常任委員会委員長、三村正一君。

[産業民生常任委員会委員長 三村正一君登壇]

○産業民生常任委員会委員長（三村正一君） ただいま産業民生常任委員会の中で委員長に選任されました三村正一です。産業民生常任委員会を通じて町民の福祉の向上、そして町の発展に尽くしていきたいと思っておりますので、皆様のご協力よろしくお願いを申し上げてご挨拶といたします。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 次に、議会運営委員会委員長、青山英樹君。

[議会運営委員会委員長 青山英樹君登壇]

○議会運営委員会委員長（青山英樹君） 先ほどの議運の会議におきまして、議会運営委員会委員長を仰せつかりました青山英樹でございます。議会として、議会改革の下に、通年議会または予算委員会の一本化等の課題が山積しております。皆様のご協力の下に、この期のできる限り解決し、新しい議会改革となりますよう努力してまいりたいと思っております。皆様のご協力、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（角田秀明君） 最後になりますが、議会広報編集委員会委員長、富永創造君。

[議会広報編集委員会委員長 富永創造君登壇]

○議会広報編集委員会委員長（富永創造君） 先ほど議会広報編集委員の席におきまして、委員長の就任いたし

ました富永創造です。委員、私を抜かしまして、全てフレッシュなメンバーであります。議会広報を発行するに当たって、議会の活動をより町民に分かりやすく伝えたいと思います。リフレッシュな紙面を期待できると思いますので、よろしくお願いいたします。挨拶といたします。

○議長（角田秀明君） 以上で各委員長からの挨拶は終わりとなります。

---

### ◎選挙第3号 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙について

○議長（角田秀明君） 日程第10、選挙第3号 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 異議なしと認めます。

よって、白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙の方法については指名推選で行うことに決定いたしました。

それではお諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは白河地方広域市町村圏整備組合議会議員には議長の私、角田秀明と副議長の鈴木浩一君を指名します。

お諮りします。ただいま私と私が指名した鈴木浩一君を白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました私と副議長の鈴木浩一君が白河地方広域市町村圏整備組合議会議員に当選されました。

ただいま当選しました私と鈴木浩一君が議場におりますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって当選の報告をいたします。

ここで暫時休議いたしたいと思います。

再開は2時10分にしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(午後 1時56分)

---

(午後 2時10分)

---

### ◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（角田秀明君） 日程第11、これより報告第1号 令和元年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは説明をいたします。

日程第11、報告第1号 令和元年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告についてであります。本件は令和元年度矢吹町水道事業会計予算において計上しました配水管施設整備事業について、地方公営企業法第26条第1項の規定により、繰越計算書のとおり令和2年度へ繰り越しましたので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

報告第1号 令和元年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告については、公営企業法第26条の第3項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

---

### ◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（角田秀明君） 日程第12、これより報告第2号 専決処分の報告について（専決第2号 三城目地区農業集落排水施設機能強化事業第3回工事請負契約の一部変更について）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは説明をさせていただきます。

日程第12、報告第2号 専決処分の報告についてであります。専決第2号 三城目地区農業集落排水施設機能強化事業第3回工事請負契約の一部変更について、本件は令和元年6月14日に町議会の議決を受けました三城目地区農業集落排水施設機能強化事業第3回工事請負契約の締結についての一部を変更するものであります。

変更の主な内容としましては、更新機器の追加、台風第19号による処理槽内の汚泥の抜取りや処分、そして高圧洗浄作業の追加等によるものであり、工事請負額の増額を行ったものであります。なお、工事請負額については5,401万円を320万9,800円増額いたしまして、5,721万9,800円とするものでありまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年3月19日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 報告を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、質疑は終結いたします。

報告第2号 専決処分の報告について（専決第2号 三城目地区農業集落排水施設機能強化事業第3回工事請負契約の一部変更について）は、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

---

### ◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（角田秀明君） 日程第13、これより報告第3号 専決処分の報告について（専決第3号 損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは説明をさせていただきます。

日程第13、報告第3号 専決処分の報告についてであります。専決第3号 損害賠償の額を定めることについて、本件は、令和元年10月24日、午後2時30分頃、矢吹町の東長峰地内において、軽自動車町道松倉・大池線を走行した際に、道路のり面の樹木の落下により車両に損害が生じたことに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は6万464円ございまして、相手方との示談が成立しております。地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年3月23日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これについて質疑は終結いたします。

報告第3号 専決処分の報告について（専決第3号 損害賠償の額を定めることについて）は、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

---

### ◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（角田秀明君） 日程第14、これより報告第4号 専決処分の報告について（専決第4号 損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは説明させていただきます。

日程第14、報告第4号 専決処分の報告についてであります。専決第4号 損害賠償の額を定めることについて、本件は、令和元年11月4日、午後4時30分頃、矢吹町赤沢地内において、軽自動車が町道新町・五本松線を走行した際に、道路の一部陥没部分を走行したことによりまして、車両に損害が生じたということに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は1万1,127円でございます。相手方との示談が成立しております。地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年3月23日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これについて質疑は終結いたします。

報告第4号 専決処分の報告について（専決第4号 損害賠償の額を定めることについて）は、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

---

#### ◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第15、これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 令和元年度矢吹町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは説明させていただきます。

日程第15、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第5号 令和元年度矢吹町一般会計補正予算（第7号）について、既定の歳入歳出予算からそれぞれ9,113万4,000円を減額いたしまして、総額を111億9,142万4,000円とするとともに、継続費の補正、繰越明許費の補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、地方特例交付金538万3,000円、そして地方交付税が2,383万1,000円、寄附金が1,160万3,000円をそれぞれ増額いたしまして、地方消費税交付金が2,900万4,000円、そして国庫支出金が1,752万1,000円、県支出金が2,063万1,000円、諸収入が2,867万8,000円、町債が1,890万円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出の主な内容は、総務費を東日本大震災復興交付金基金積立金等により1,846万8,000円の増額、民生費を災害援護資金貸付金等により1,402万9,000円の減額、それで衛生費を予防接種事業等により1,887万3,000円の減額、そして教育費を給食施設整備事業等により1,057万9,000円の減額、そして災害復旧費を土木施設災害復

旧事業により6,000万円減額するものでございます。

次に、継続費補正の内容につきましては、複合施設整備事業の事業期間を令和2年度まで延長するものでございます。

次に、繰越明許費補正の内容につきましては、住宅災害復旧事業等の6事業について、年度内完了が困難なことから総額4億1,502万5,000円を設定するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、学校教育施設情報化整備事業債を2,080万円増額し、一般補助施設整備等事業債、これを10万円、そして公共土木施設災害復旧事業債、これを2,100万円、農業施設災害復旧事業債90万円、そして公衆無線LAN整備事業債を370万円、災害援護資金貸付金債を1,400万円、これをそれぞれ減額するものであります。

つきましては、地方自治法の第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとのことであります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

11番。

○11番（青山英樹君） それでは質疑をさせていただきます。

承認第2号におきまして、議案書の35ページとなります。35ページ、10款1項2目の財源のところでございますが、国庫支出金が三角の2,186万で、地方債が2,080万ということで、これは財源の繰替えになるのかなというふうに思うんですけども、この根拠はどのような理由であったのか。いわゆるこれは校内無線LANの整備に係る費用かと思えますけれども、いわゆる国・県の支出金、国庫支出金等の減額のために地方債での繰替えをしたのかどうか、その理由、根拠をご説明願います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、阿部正人君。

〔教育次長兼教育振興課長 阿部正人君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（阿部正人君） 青山議員の質問にお答えいたします。

この国庫補助金の減額2,186万円につきましては、当初、国庫補助金3,600万円を見込んでおりましたけれども、全国的に、このLAN工事につきましては希望が多くありまして、配分の段階でやはり国庫が少なくなってしまったという結果になっております。それで、その税源不足分につきましては地方債2,080万円を増額させていただいたという内容になってございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 国庫が入ってこないということだと思いますけれども、これに関しまして、2020年度の地方再生事業債という国からの新たな交付金が出てくるわけなんです、それは対応できるのか、できないのか。その他、地方債ではなくて、何かの財源として充てられないのかどうか。あるかないかお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。



教育振興課課長、阿部正人君。

〔教育次長兼教育振興課長 阿部正人君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（阿部正人君） 青山議員の質問にお答えいたします。

現時点では、可能な限りほかのメニューについて、今後、財源の確保できないかというところについては、調査、研究しながら努力して、国庫、あるいはほかの一般財源でないもの、起債でないものについて充てられないかどうか、調査しながら進めてまいりたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

○11番（青山英樹君） 以上です。終了します。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 令和元年度矢吹町一般会計補正予算（第7号））を採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決しました。

---

### ◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第16、これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（専決第6号 令和元年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは説明させていただきます。

日程第16の承認第3号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第6号 令和元年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、既定の歳入歳出予算からそれぞれ3,427万4,000円を減額し、総額を18億1,290万8,000円とするものであります。

歳入の内容は、国民健康保険税を282万7,000円、国庫支出金を11万円、そして繰入金を102万8,000円、それぞれ増額し、県支出金を3,823万9,000円減額するものであります。

歳出の内容は、総務費を26万5,000円増額し、保険給付費を1,650万円、基金積立金を1,803万9,000円、それぞれ減額するものであります。

つきましては、地方自治法の第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとのことであります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

8番。

○8番（安井敬博君） それでは、承認第3号、専決第6号 令和元年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑をさせていただきます。

議案書でいいますと47ページになりますけれども、国保基金積立金、これを1,804万円減額するということでもありますけれども、このことによって国保基金残高は幾らになるのかをお示しいただきたいと思っております。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 安井議員のご質問にお答えをいたします。

令和2年3月3日現在の基金の残高が3億2,900万でございます。こちらに今回1,340万ほど積立てを増やしますので、3億4,200万ぐらいになろうかと思っております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

○8番（安井敬博君） ありません。以上です。

○議長（角田秀明君） そのほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（専決第6号 令和元年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第17、これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号 令和元年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは説明をさせていただきます。

日程第17、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第7号 令和元年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、既定の歳入歳出予算にそれぞれ39万円を追加し、総額を5億9,760万9,000円とするとともに、地方債補正を行うものであります。

歳入の内容は、繰入金を106万2,000円増額いたしまして、分担金及び負担金を46万5,000円、使用料及び手数料を8,000円、県支出金を9万9,000円、町債を10万円、それぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、事業費を307万6,000円増額いたしまして、総務費を268万6,000円減額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、流域下水道事業債を10万円減額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号 令和元年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決しました。

---

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第18、これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（専決第8号 令和元年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それではご説明いたします。

日程第18、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第8号 令和元年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）につきまして、既定の歳入歳出予算からそれぞれ24万9,000円を減額し、総額を3億3,970万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金を60万1,000円増額いたしまして、諸収入を85万円減額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費を75万1,000円増額し、災害復旧費を100万円減額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（専決第8号 令和元年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第19、これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（専決第9号 令和元年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは説明させていただきます。

日程第19、承認第6号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第9号 令和元年度矢吹

町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、既定の歳入歳出予算からそれぞれ2,230万1,000円を減額し、総額を15億423万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、保険料を5万7,000円、国庫支出金を806万1,000円、支払基金交付金を1,751万円、県支出金を1,630万円、それぞれ減額いたしまして、繰入金を1,962万7,000円増額するものであります。

歳出の内容は、総務費を75万9,000円、保険給付費を567万5,000円をそれぞれ増額いたしまして、地域支援事業費を100万円、基金積立金を2,614万円、そして諸支出金を159万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとしております。

ご審議のほどをよろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（専決第9号 令和元年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第4号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第6号は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第20、これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（専決第10号 令和元年度矢吹町水道事業会計補正予算（第5号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは説明させていただきます。

日程第20、承認第7号の専決処分の承認を求めることについてであります。専決第10号 令和元年度矢吹町水道事業会計補正予算（第5号）につきまして、既定の収益的支出の額に55万8,000円を増額し、支出予算

総額を4億3,629万9,000円とするものであります。

支出の内容は総係費を増額するものであります。

また、既定の資本的収入の額から41万円を減額して、資本的収入予算総額を1億9,392万8,000円とし、既定の資本的支出の額から1,500万円を減額し、資本的支出予算総額を2億7,569万3,000円とするものであります。

資本的収入の内容は工事負担金の減額、そして資本的支出の内容は配水設備費の減額であります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（専決第10号 令和元年度矢吹町水道事業会計補正予算（第5号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第7号は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第21、これより承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（専決第11号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは説明させていただきます。

日程第21の承認第8号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第11号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例について、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い関連する矢吹町税条例等の一部を改正し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。

改正の主な内容は、所有者不明の土地等に係る固定資産税の制度の見直し、未婚の独り親に対する税制上の

措置及び寡婦控除の見直し等に伴う所要の改正となっております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（専決第11号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第8号は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第22、これより承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（専決第12号 令和元年台風第19号における豪雨被害に係る被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは説明させていただきます。

承認第9号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第12号 令和元年台風第19号における豪雨被害に係る被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について、令和2年2月14日付で厚生労働省保険局国民健康保険課、厚生労働省保険局高齢者医療課、総務省自治税務局市町村税課から発出されました事務連絡に基づき、令和元年台風第19号における豪雨被害に係る被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の主な内容は、令和元年台風第19号等の被災者に係る令和2年4月分から9月分までに相当する月割りの算定額について、国民健康保険税の減免を行った場合、令和2年度の特別調整交付金により令和元年度と同

様の財政支援が予定されていることから、国民健康保険税の減免措置を延長するものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（専決第12号 令和元年台風第19号における豪雨被害に係る被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第9号は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第23、これより承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（専決第13号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは説明いたします。

日程第23、承認第10号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第13号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関連する国民健康保険税条例の一部を改正し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の主な内容は、国民健康保険法の施行令等の改正により、国民健康保険税の基礎賦課額及び介護納付金賦課額に係る賦課限度額並びに低所得者に対する被保険者均等割額及び世帯別の平等割額を軽減する際の所得判定基準額を引き上げるものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。



11番。

○11番（青山英樹君） それでは承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（専決第13号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてお尋ねいたします。

上限の限度額の増額ということになるかと思えます。これでもって医療関係分が61万から63万に、そして後期高齢者分が19万で、これは据置き、そして介護保険料が16万から17万ということで、トータルしますと99万になるのかと思えます。これ毎年毎年上限を上げていまして、去年が96万、3万上がっています。その前の年、平成30年が93万。これ10年間ぐらいでもって二十数万上がっているんですね。

国保会計におきまして、国保は農業者とか、あるいは非正規者とか、いわゆる弱者の方々が入っている保険料でありまして、国からの保険料の国庫負担も昔は五十数%ありましたが、今はもう二十数%と国庫の補助もなくなり、いわゆる国保被保険者の負担は増えていくばかりなんですね。

そういう中であって上限を上げていくということで、これは会計上どのようなメリットがあるのかが見えてこない。つまり、今回におきましても、この1年間で3万円上がって96万から99万、その前が93万から96万というふうに2年間では6万円上がってきているわけですね。これによって、国保税自体のメリット、増額というのは全体でお幾らぐらいになり、そして被保険者として対象となる方は何名いるのかお答えください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

税務課長、三瓶貴雄君。

〔税務課長 三瓶貴雄君登壇〕

○税務課長（三瓶貴雄君） 青山議員のご質問にお答えしたいと思います。

どのような状況になるかというご質問でございますが、見込みのお話をされていると思いますが、現在、新型コロナウイルスの関係で住民税の申告期間が3月16日から4月16日に延びている状況で、現在、住民税のほうの申告期間中で見込みの算定はすることが難しいという状況でありますので、状況が分かり次第ご説明させていただきたいと存じます。

〔「平成30年から令和元年までも出ないですか」と呼ぶ者あり〕

○税務課長（三瓶貴雄君） 昨年度の6月14日の時点の状況で申し上げますと、影響としましては、限度額引上げの関係で、医療分のほうでございますが、超過世帯が23件あったものが、20件ということで下がっております。それで、軽減世帯につきましては、トータル、以前ですと1,033件あったわけですが、1,038件ということで、こちらについては対象世帯が伸びているという状況でございます。

○11番（青山英樹君） 金額は出ていないですか。

○税務課長（三瓶貴雄君） 金額ですか。影響額としましては、超過世帯のほうでございますが、こちらについては63万5,769円下がっております。あと、軽減世帯につきましては21万6,560円増えております。

○11番（青山英樹君） 了解しました。

○税務課長（三瓶貴雄君） よろしくお願いたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

○11番（青山英樹君） ありません。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（専決第13号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第10号は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第24、これより議案第26号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは説明させていただきます。

日程第24、議案第26号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ632万7,000円を追加し、総額を82億3,632万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金が289万3,000円、そして県支出金が171万6,000円、繰入金171万8,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、民生費を放課後児童クラブ事業により515万円の増額、教育費を新型コロナウイルス対策に係る消耗品費等により117万7,000円増額するものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

10番。

○10番（鈴木隆司君） 令和2年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）についてお尋ねを申し上げます。

この中で、放課後児童クラブで515万、これ中畑の公民館を利用するというので、さきの全体協議会においても説明がございまして、そのときに議員のほうから、善郷小と矢吹小学校の生徒が児童なので、矢吹小学校の空き教室が使えないかというような申出があつて、その答弁の中で空き教室はないということでしたが、

改めて調べて報告をいたしますというような説明があったものですから、その説明を伺いたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、国井淳一君。

〔子育て支援課長 国井淳一君登壇〕

○子育て支援課長（国井淳一君） それではご質問のほうにお答えいたします。

矢吹小学校の空き教室の状況でございますが、多目的室ということで幾つかございます。2階に2か所、3階に2か所、合計4か所ございます。こちらについては、空き教室、今のところ普通教室としては使っていない状況となっております。

こちらについて、議会全員協議会の中でご提案ありましたとおり、児童クラブの教室として使えないかというところで、学校と協議いたしました。その結果でございますが、まずは学級編制、学校のほうで学級の割り振りを既にもう行っているというところで、児童クラブとしての活用がなかなか難しいというところでの、学校側での回答でございました。

まず、児童クラブとして活用するに当たりましては、できるだけその校舎の一角に集約して安全管理上の対応を取る必要がございます。その辺でなかなか空き教室を集約することが困難だということでの回答でございました。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

10番。

○10番（鈴木隆司君） 再質問させていただきます。

なかなか空き教室の集約が難しいということでございますが、私たちの時代と同じ教室のつくり方で、大規模改修はやって大変立派な学校になっておりますけれども、我々の時代に1学年5クラスあった、約40人学級で5クラス。今は1学年1クラスとか2クラス使っていて、大体1学年で3クラス空いているとすると、三六、十八で30人18教室ぐらい空いていて、その後はいろいろ多様性があるって様々な教室の使い方をされているんだと思いますが、私が言いたいのは、これ中畑公民館の移動とか送迎に関して危険度が増すよりは、矢吹小学校の児童と、あと善郷小学校の生徒さんも矢吹小学校に来たほうが近い、利便性があるということで申し上げていて、物理的に私は空き教室あると見ているんですが、本当はないのでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、国井淳一君。

〔子育て支援課長 国井淳一君登壇〕

○子育て支援課長（国井淳一君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

多目的教室ということで、児童クラブへの活用は可能かと考えております。ただ、先ほど説明しましたとおり、安全管理上、校舎の一角に集約する必要がございます。そこで、ちょっと学校のほうではもう既にクラスの配置等を行っているというところで、集約がなかなか難しい状況にあります。当然、ご提案のありましたとおり、今年度につきましては、準備がちょっと間に合わなかったというところがありますので、来年に向けて空き教室の活用ということで、1つの案として考えていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

○10番（鈴木隆司君） さきの全体協議会の話もしましたが、そのときに話が出ていて、来年度考えられるような答弁なのですが、今年考えられたんじゃないですかということでお尋ね申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、国井淳一君。

〔子育て支援課長 国井淳一君登壇〕

○子育て支援課長（国井淳一君） 今年度、間に合ったんじゃないかということでございますが、まずは安全管理を最優先に考えまして、どうしても、もうクラスの配置が決定しているというところで、集約ができないというところ、その部分がありました。そういったところで、今年度につきましては、やむを得ず、1年間ではございますが、臨時的児童クラブとして中畑公民館を活用することといたしました。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

10番。

○10番（鈴木隆司君） 課長答弁のとおり、安全管理が第一ということで、本当に子供たちの場合、安全管理が第一だと思いますが、その分、中畑公民館に善郷小、矢吹小の児童が移動するということでは送迎のリスクというのがかなり大きいので、その点も踏まえて、私の、議会からの要望で矢吹小学校ではどうだということに関しまして、先ほど課長から答弁がありましたとおり、再度検討するということにご期待を申し上げて、質問は終わります。

○議長（角田秀明君） そのほか質疑ありますか。

7番。

○7番（三村正一君） 先ほどの鈴木隆司議員の関連で質問をいたしたいと思います。

放課後児童クラブの待機児童の関係で、善郷小が25人、矢小が20人という形の中で、前回の全員協議会では、矢小も含めて考えてはどうかというような提案があって、協議なされたということでございます。その結果、来年度からはというような話でございますけれども、やはり私は、安全性の面からといえ、教室の配置を変えることが、逆に、1クラスしかない学年について、学年の配置変えるほうが問題が少ないんじゃないのかなということが一つございます。

それともう一つは、矢小で放課後児童クラブを行うことは、矢小の子供は移動する必要がない。それから、矢小の児童クラブに行っているご父兄が迎えに行く際には、いつものとおり、今までどおりそこに迎えに行けばいいというような状況でございます。そうすると、善郷小の25名の児童クラブの方々をバスで運べば、距離も短いですし、1キロちょっとぐらいしかないと思いますが、そういった距離の中で、子供の心からの保育がお願いできればなというふうに思っております。そうすれば子供の移動時間も少ないし、ご父兄が善郷小に、お仕事が終わってから迎えに行く際には、そういった面で、善郷小から矢小にとすると、そんなに距離的に違っていないと思います。

そんなことで、来年度からと言わないで、ぜひできる限り早期にそういった対策をお願いしたいということ

で、私がそんな考えを持っておりますので、この点についてのご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、国井淳一君。

〔子育て支援課長 国井淳一君登壇〕

○子育て支援課長（国井淳一君） 三村議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、当然、移動が伴えば危険が増すというところはそのとおりだと思います。できる限り、当然、保護者の負担も考慮した上で、移動に関しては、専門の業者のほうに委託をして移動するなどの、安全の確保については考えていきます。

年度の途中での、学校の協力をいただいてクラスの配置を変えるというのはちょっと難しいところがあるかとは思いますが、今後、学校のほうと協議してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

7番。

○7番（三村正一君） 今後、学校のほうと協議して進めていくというような答弁をいただきましたので、これで質問を終わりたいと思います。

○議長（角田秀明君） そのほか質疑ありますか。

8番。

○8番（安井敬博君） それでは質問をさせていただきます。

ただいまの放課後児童クラブ事業に関してでありますけれども、議案書でいいますと109ページ、歳出の部分であります。バス運行業務委託料380万、空調機器賃借料35万ということで、これ念のためお聞きしたいんですけども、これは、期間はどの程度を想定されているのでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、国井淳一君。

〔子育て支援課長 国井淳一君登壇〕

○子育て支援課長（国井淳一君） 空調関係とバスの委託というところでの期間というご質問でございますが、本日、議決をいただきましたら、もうバスについては来週月曜日から運行したいというふうに考えておりますので、早急に事務手続を進めまして、委託業務を開始したいというふうに考えております。

同様に、空調設備につきましても、こちら1年間のリース料を見込んでおりますので、こちらも早急に対応したいというふうに考えております。

どちらも1年間を見込んでおります。バスにつきましては、当然、長期休暇中については保護者の送迎という形になりますが、期間としては1年間ということで考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） そのほか質問ありますか。

○8番（安井敬博君） ございません。

○議長（角田秀明君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） それでは質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第26号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決いたしました。

---

### ◎同意第3号の上程、説明、採決

○議長（角田秀明君） 日程第25、これより同意第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

ここで提出議案の配付をいたしますのでお待ちください。

〔提出議案配付〕

○議長（角田秀明君） それでは事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（角田秀明君） 提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それではご説明させていただきます。

日程第25、同意第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。本案は、町議会議員の任期満了に伴いまして新たな任期の議員のうちから選任するものであり、ただいまありました熊田宏氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては議員の任期によることとなっております。

ご審議のほど、よろしく願います。

○議長（角田秀明君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略し、直ちに採決に入ります。

なお、地方自治法第117条の規定により12番、熊田君の退場を求めます。

〔12番 熊田 宏君退場〕

○議長（角田秀明君） この採決は起立により行います。

同意第3号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立同数〕

○議長（角田秀明君） 起立同数ということで議長が採決を行います。

この案件は採決とさせていただきます。

ここで熊田君の入場をお願いします。

〔12番 熊田 宏君入場〕

○議長（角田秀明君） 熊田君の監査委員選任について同意されましたので、申し添えます。

---

#### ◎監査委員の挨拶

○議長（角田秀明君） ただいま監査委員に同意されました熊田君より挨拶をいただきたいと思います。

〔監査委員 熊田 宏君登壇〕

○監査委員（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。ただいま監査委員にご同意いただきました熊田宏であります。皆様の信頼を得られるよう、一生懸命務めさせていただきます。よろしくお願いします。

---

#### ◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（角田秀明君） 日程第26、これより閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

お手元に配付した資料のとおり、議会運営委員会委員長及び議会広報編集委員会委員長から閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。配付した資料のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、配付した資料のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（角田秀明君） 以上で本臨時会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これにて第419回矢吹町議会臨時会を閉会といたします。

ご協力誠にありがとうございました。

（午後 3時25分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 2 年 10 月 6 日

議 長 角田 秀明

臨 時 議 長 三村 正一

署 名 議 員 芳賀 慎也

署 名 議 員 関根 貴将